

注意

平成 25 年 11 月から小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に用いるワクチンが沈降 7 価ワクチンから沈降 13 価ワクチンに変更されます。今回承認されたプレベナ-13 のワクチンには新たに 6 種類の肺炎球菌の成分が追加され、これにより従来よりも多くの種類に対して予防効果が期待できると考えられています。

標準的な接種スケジュール

	初回(1 回目)	初回(2 回目)	初回(3 回目)	追加接種
標準月齢	2 ヶ月	4 ヶ月	6 ヶ月	12～15 ヶ月
未接種者	プレベナ-13	プレベナ-13	プレベナ-13	プレベナ-13
1 回接種者	プレベナ-	プレベナ-13	プレベナ-13	プレベナ-13
2 回接種者	プレベナ-	プレベナ-	プレベナ-13	プレベナ-13
初回接種完了者	プレベナ-	プレベナ-	プレベナ-	プレベナ-13
すべて接種完了者	プレベナ-	プレベナ-	プレベナ-	プレベナ-

標準的な接種スケジュールは上記のとおりですが、詳しくはかかりつけ医にご相談下さい。

Q&A

Q 新しいワクチン(プレベナ-13)は 11 月 1 日に定期接種に導入されることですが、それまで接種を待っても良いですか？

A 小児の肺炎球菌感染症は、特に乳幼児期に重症化することが多く、問題とされる病気です。ワクチンの接種を遅らせたり、途中で中断したりしてしまうと、十分な予防効果を発揮できずに肺炎球菌感染症を発症してしまう可能性があります。そのため、原則として 11 月 1 日の導入を待つことはお勧めできません。

※なお、下記の 2 つの条件を全て満たしている場合については、予防効果を維持できることが示されているため「プレベナ-13」の導入を待つことも選択肢として考えられます。

- (1) 平成 24 年 5 月 1 日以降に出生した者
- (2) 生後 2 ヶ月から 7 ヶ月に至るまでの間に接種を開始し、「プレベナ-」による 3 回の初回接種を終了している者

Q 定期接種で定められた回数の「プレベナ-」を全て接種済みですが、さらに「プレベナ-13」を接種することは可能ですか？

A 海外の研究では、「プレベナ-」の接種を全て完了し 8 週間以上経過した後に、「プレベナ-13」を接種した場合にも、追加 6 種類に対する抗体は上昇するとされており、希望者が任意で接種することは可能ですが、定期接種とはなりません。なお、任意で「プレベナ-13」を接種し、「プレベナ-13」による副反応が発生した際にも、医薬品医療機器総合機構法による救済の対象となり得ます。